

# ヘーゲル法哲学における「婚姻」について

## —カント婚姻論の批判と克服—

大竹 信行\*

### On the Notion of Marriage in Hegel's Legal Philosophy

Nobuyuki OTAKE

#### 1. はじめに

本稿の目的は、ヘーゲルの『法哲学』で展開された婚姻論において、いかにカントの所説が批判され、そして克服されたのかを明らかにすることにある。すでに拙稿（大竹 2008）にてカントの家族論を取り上げ、そのなかで婚姻論についても触れた。さらにヘーゲルの家族論研究へと思索の歩みを進めるための準備として、家族論のなかでもとりわけヘーゲルの「婚姻」概念に着目し、その規定について概括しておきたい。

#### 2. 婚姻契約説批判

まず、カントの『人倫の形而上学』における婚姻の規定から論点を抽出していこう。カントは婚姻について、「婚姻契約は任意の契約ではなく、人間性の法則に従って必然的な契約である」と述べ、いわば<婚姻=契約>説とでもいえるべき思想を提示しているのである<sup>2)</sup>。

これはカントの婚姻の本質論から導き出された。カントは、「夫と妻がその性的特性に従って互いに享受し合おうとするなら、二人は必然的に結婚しなくてはならず、これは純粹理性の法的諸法則に従って必然」（Kant 1797=2002:110）としている。カントによれば、婚姻した夫婦は「性共同体（*commercium sexuale*）」であり、「一人の人間が他の人間の性器と能力を相互に使用し合うこと」とである述べ、婚姻はそのための契約であると規定したのであった。

この思想はいわば、<婚姻=性共同体>説であるといえよう。<婚姻=契約>説と<婚姻=性共同体>説とは表裏一体の論理的性質を持っているのだが、ここでは前者の問題を取り上げ、ヘーゲルのカント批判と自説の立論をみていきたい。

\* おおたけ のぶゆき 文教大学生生活科学研究所客員研究員

ヘーゲルは、従来の婚姻に対する見解を三点ほど挙げて批判している。第1は自然法・実定法の多くが採っていた「性の関係という以上の原理はない」という見解。第2は、たんなる「市民的契約」であるとする見解。第3は「愛の形式」としてとらえる見解である。カントはこのうち第2の立場を採っているわけである。

このカント的な見解を批判して、ヘーゲルは「婚姻生活はなるほど二つの人格の特殊な同意から出発はするけれども、しかしそれはその本質からみて何らの本来の、あるいは市民的な契約ではない」と断言する。そもそも、こうした考え方が出てきたのは、「人は婚姻生活を市民的契約と見なして、そしてそれを教会からもぎ取った」(Hegel 1817/18=2002:119) からなのである。

では、ヘーゲルは婚姻を契約ではなく、何とみなしたのか。それは「同意」である。曰く、「結婚の主観的出发点は、結婚しようとする二人の特別の愛着だったり、両親の配慮や仕掛けだったりだが、客観的な出发点は、二人の同意である」(Hegel 1824/25=2000:328)。すなわち、ヘーゲルの立論は<婚姻=同意>説とでもいうべきものであり、婚姻とは二者の人格の結合であるとする見解を提示している。

なるほど、カントのいうように婚姻には契約の側面が認められるかもしれない。しかしヘーゲルは婚姻での契約的側面は財産など外的物件に関して成り立つだけとして、「契約を楯に愛を要求することはできません」と喝破する(Hegel 1824/25=2000:336)。

### 3. 性共同体および物権的債権論批判

次に、先に上げた後者すなわち性共同体批判の問題に移ろう。ヘーゲルは1817/18年の講義において、「カントは婚姻生活を恥ずべきで、ぞっとするような仕方で描いています」と痛烈な言葉を浴びせている。では、ヘーゲルはいかなる説を展開しているのであろうか。

ヘーゲルは『法哲学』の第三部「共同体の倫理」第一章「家族」において家族論を展開している。その構成は、「A.結婚」「B.家族の財産」「C.子どもの教育と家族の解体」の三節<sup>2)</sup>となっている。家族については、§ 158において、「家族は、素朴な精神の共同体であって、愛という感情的な統一を基礎としてなりたつ」(Hegel 1824/25=2000:319)と規定している。こうして、家族は構成員が愛情で結びついた共同体である、という思想が提示された。

そしてヘーゲルは、婚姻により誕生する夫婦という性ダイアドも「自然の関係を共同の關係に転化したもの」であり、婚姻概念を「法的・共同体的な關係」と規定する。ちなみに1817/18年の講義では、「婚姻によって種の結合が法的關係となります。しかし、この結合の公表は國家においては精神界の、あるいは、世俗界の官庁で行われうるものです」(Hegel 1817/18=2002:118)と述べているし、1824/25年の講義では、「結婚は、愛を形式とはするが、法的に確定された愛を形式とするもの」だとも述べている。こうして、<婚姻=法的共同体>説とでもいうべき説が唱えられたのであった。

さらに、この問題から派生する配偶者間の所有権の問題についてもここで取り上げておこう。カントの婚姻=性共同体という考え方では、一方の性が他方の性器を使用することは「享受」であり、したがって他者の人格を物件すなわちモノとして扱うことになるので「人間性の権利」に反してしまう。カントはこの点を克服するために、性関係は一方的ではなく他方の人間にも自分を渡すのであって、それ故、互いに人格が取り戻されると説明する。人間をモノのように扱うが人格を奪うことにならない。それが性的共同体である。カントにあって婚姻論は『人倫の形而上

学』の第三章で展開されているが、そのタイトルが「物件に対する仕方て人格に対する権利〔物権的債権〕」となっているのも、このような論が展開されているからである。

カントにしてみれば、配偶者は物件そのものではないが物件の性格を持つ存在である。それは、「人格に対する権利には、物件に対するような仕方も同時に伴っている」という章句からも看取できよう。ここから、「婚姻関係にある一方が逃げ出す、あるいは他の人の占有に入ることがあれば、他方はいつでも否応なしに、それを一つの物件を同じように、自分の支配力のもとに連れ戻す権限を認められている」としている。これは、たとえ一方が浮気や不倫をして家を出て離れていったとしても、他方は取り戻す権利があるということである。

この説についてヘーゲルは1817/18年の講義で、「カントが言うように他の配偶者は自分を見捨てた配偶者を物件として所有権に基づいて返還を請求する権利を持ってはいません」と批判する。何故なら、身体の所有はカントのいうように人格全体を獲得することにはならないからである。ヘーゲルによれば、身体・精神どちらであっても配偶者へ譲渡することには、「特殊性」と「時間の限定」が含まれている。したがって、ただ「特殊な権利を取得」しているにすぎないのである（Hegel 1817/18=2002:120）。

#### 4. 一夫一婦制論の差異

ところで、カントは婚姻の形態として一夫一婦制を認めており、それは上述した婚姻における人格と所有の論理から導出されている。カントは『人倫の形而上学』第26節において、「婚姻は占有において平等な関係である」としている。すなわち、一夫一婦制では男女が平等な関係けれども、一夫多妻制や一妻多夫制では人格の一部を占有するだけで不平等である、というロジックによるものであった。ヘーゲルもカント同様、一夫一婦制をよしとする点で結論は一致しているのだが、そこに至る過程に差異がみられる。その論理展開を見てみよう。

先に指摘したように、ヘーゲルは婚姻の本質を法的・共同体的な関係と考えた。そして、かかる婚姻の本質論から一夫一婦制を擁護する思想が導き出される。ヘーゲルは要綱§ 167において、「結婚は、その本質からして、一夫一婦制でなければならない。結婚という関係に身を投じるのは、肉体をもつ、他とはちがう個としての人格であり、結婚の真なる一体性〔主観的共同体精神〕は、対峙する個がその人格をまるごと相手にささげるところに成立するのだから」（Hegel 1824/25=2000:341-342）と記述している。

この箇所について講義のコメントでは、「共同の関係という点からすると、一夫一婦制が本当の関係です」、「結婚は個としての人格の関係であり、人格は一なるものであり、個として人格が一本化するのが結婚です」と述べている。そして、一夫多妻制では男性の価値が高くなり、女性は奴隷の身になると説き、その証左として東洋とアフリカを挙げている。

一夫一婦制がキリスト教に基づくものであることはよく指摘されるが、ヘーゲルも「一夫一婦制はキリスト教に固有のもので、それというのも、個人が、性のちがいや、うまれのちがいや、特殊な性格のちがいはまったく独立に、それらを超えた精神として価値がある、という原理が、キリスト教にはふくまれるからです」と、この点に触れている。こうして、ヘーゲルにあって婚姻とは「自立した個がたがいに関係する」ものと理解され、女性が自立するには一夫一婦制しかない、と説くのであった（Hegel 1824/25=2002:342-343）。

## 5. おわりに

以上、ヘーゲルがカントを批判しながらどのような婚姻概念を提示したのか、素描してきた。ヘーゲルは家族を愛の共同体であると考えた。その始まりである婚姻は、両性の合意により成立する人格的な結合であり、法的関係という共同体精神の現れである。そして共同体とは二つにして一つであるから一夫一婦制が必然とされ、そこで女性は人格的に自立しうるのである。こうして、ヘーゲルによって18世紀末から19世紀初頭にかけて普及した近代家族イデオロギーの哲学的基盤が用意されたのである。

さて、最後にこの小論を踏まえた今後の研究課題について述べておきたい。今回はヘーゲル家族論のうち婚姻とりわけカント批判の部分に的を絞ったが、ヘーゲルの家族論全体をみると、家族の財産や子どもの教育といったテーマもまだ残されている。ヘーゲルは現実の社会を理論に取り込んでいくので、家族論を社会的背景と関連付けて考察していきたい。

その際、さしあたって二つのアプローチを考えている。一つは、家族史研究の成果を踏まえて18世紀末から19世紀初頭のドイツの家族変容<sup>4)</sup>という現実の家族の有様と接続するものである。そしてもう一つは、一般ラント法との関連を考察するものである。一般ラント法の『法哲学』への影響については、マルクスをはじめこれまでも繰り返し指摘されているのだが、家族論に関しても法制との関連を探りたい。こうした作業により、ヘーゲル家族論を近代家族論の淵源と位置づけて読み解きたいと考えている。

### 註

- 1) 本稿は本紀要前号で発表した拙稿（大竹2008）の補論としての役割を併せ持つものである。
- 2) 法制の面では、自然法思想の絶大な影響下にあつて1794年にプロイセン一般ラント法が成立している。この法は家を婚姻・親子・奴婢に解体する家族観を把持している。そして、やはり婚姻は個人の自由に基づく契約であるという婚姻観が明示されている。
- 3) この構成の理由としては§ 160にある、「家族を完成させるものとして三つの側面がある。(a) 家族の直接の概念形態たる結婚。[家族の土台は結婚にある] (b) 家族の外的な存在たる財産と財貨、そしてそれへの配慮。(c) 子どもの教育と家族の解体。[家族の成員の自立]」(Hegel 1824/25=2000:323)という記述が参考になる。この三項目は家族を完成させる構成要素ないしは条件といってよいだろう。
- 4) ドイツで近代家族の普及は18世紀末に教養市民層を中心に発生した。その普及速度が増したのは19世紀のビーダーマイヤー時代である。この時代は、1815年のウィーン会議から1848年にメッテルニヒがロンドンへ亡命するまでの32年間である。ヘーゲルがハイデルベルグ大学で第一回法哲学を講義し始めたのは1817/18年冬学期、講義用のテキストである『法哲学要綱』が出版されたのは1820年であるから、近代家族の普及期に相当している。

### 文献

Hegel, G.W.F., 1817/18, *Die Philosophie des Rechts. Die Mitschriften von Wannemann nach den Vorlesung Hegels über Naturrecht und Staatswissenschaft.* (= 2002 尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』晃洋書房.)

———, 1819/20, *Philosophy des Recht. Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift. Herausgeben von Dieter Henrich, Suhrkamp Verlage* 1983. (= 2002 中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』法律文化社.)

- , 1824/25, *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v.Griesheims, herausge*, v.K.-H.Iltting. (=2000 長谷川宏訳『法哲学講義』作品社.)
- Kant, Immanuel, 1785, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. (=2000 平田俊博訳『人倫の形而上学の基礎づけ』カント全集7巻, 岩波書店.)
- , 1797, *Die Metaphysik der Sitten*. (=2002 榎井正義・池尾恭一訳『人倫の形而上学』カント全集11巻, 岩波書店, 所収.)
- 大竹信行, 2008, 「カントの家族法理論—プロイセンの家族変容と『人倫の形而上学』—」『生活科学研究』(文教大学生生活科学研究所) 30 : 155-163.